

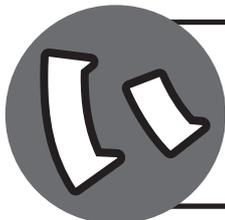
5月は消費者月間です

消費者被害



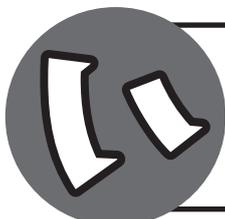
「つかえる知識」と「行動できる力」を身につけよう！

～ 消費者被害にあわないための『いいづかし』5か条～



いい話、もうけ話は、とにかく疑う

うまい話には必ず落とし穴があります。
「今だけ」「あなただけ」「絶対に」うまい話は詐欺かもと疑いましょう。



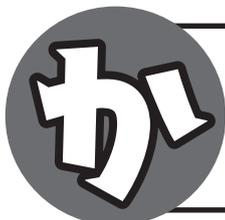
インターネットショッピング スミからスミまで確認を

インターネットショッピングでは、
申し込み前に「最終確認画面」を必ず確認してください。
事業者情報や契約内容のスクリーンショットを習慣づけましょう。



あいつち無用！はっきり断る

相づちを打つと、相手のペースに乗せられます。
事業者名と用件を聞き、必要がなければ、はっきり断りましょう。



解決(かいけつ)には、ひとりで決めずにまず相談

ひとりで決める前に家族や友人に相談しましょう。
困ったときは、迷わず消費生活センターに相談しましょう。



署名(しよめい)・捺印は気軽にしない

契約は、すぐその場で決めない！
一度契約すると一方的には取り消しできません。
契約内容の小さな文字までしっかり確認しましょう。

悪質業者は、消費者の心理や生活環境につけ込み、言葉巧みに近づいてきます。
『いいづかし』5か条により、被害を未然に防ぎましょう。

飯塚市消費生活センター

飯塚市吉原町6番1号 あいタウン2階

☎ 0948-22-0857

■相談受付時間 平日 9:00～16:30

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」

☎ 188



飯塚市消費生活センターの休所日や時間外は
イヤヤ
『消費者ホットライン188』にご相談ください。